

伊賀市地域運行バス導入ガイドラインの改正について

【改正内容】

- ・ 地域運営協議会の経費負担を、運行経費の20%から10%とする。
- ・ 記載内容の更新（路線名の改廃による修正、紹介事例の更新）

【改正理由】

地域運行バスの導入しやすい環境づくりのため、地域の金銭的な負担軽減をはかる。

伊賀市地域運行バス導入ガイドラインは、既存の路線バスが運行せず、バス以外の公共交通サービスも不十分である、または、既存の路線バスは運行しているが、バス停まで行くことが困難であり、他の公共交通サービスも十分ではない交通不便地域において、地域住民のニーズに合った効率的な移動手段を確保するために、市の援助を受けながら、地域が主体となって移動手段を確保するため、平成30年1月に作成した。

しかし、作成から7年が経過したが、伊賀市内での導入実績は神戸地区の1地区にとどまっている。

地域部会での意見や聞き取りから、地域では高齢化が進む中、組織づくりが難しいことや、運転手の確保が課題となっている。なお、運行事業者においても、運転手不足が問題となっている。また、燃料や物価高騰による経費高騰により、運行事業者への委託料の増加が課題であり、財政負担が重荷になっていることなどが、導入が進まない原因であると考えている。

今後、人口減少や高齢化により、ますます公共交通の役割の明確化が求められ、地域内移動を地域主体で検討する体制を確立していくことは、喫緊の課題と考えており、行政による、地域の組織づくりに対するサポートをますます丁寧におこなっていくほか、地域の経済的な負担軽減を図り、地域運行バスの導入しやすい環境づくりのため、今回の改正を行いたい。